



あなたと町政をむすぶハイブ役

牟岐町報

第137号

2017

8

●発行 牟岐町議会・牟岐町役場 ●編集 広報委員会 TEL 72-1111代 ●印刷 木村プリントテック
ホームページアドレス <http://www.town.tokushima-mugi.lg.jp/>



2017年姫神祭 平成29年7月30日(日)



○町長所信	2	○牟岐町地域包括支援	
○議案審議	3	センターの移転	19
○補正予算	4	○犬猫の避妊・去勢手術	
○一般質問	6	費用の一部を補助	20
○児童手当について	13	○浄化槽をご使用される皆さまへ	21
○特別児童扶養手当について	14	○部落差別の解消の推進に関する	
○8月は保険証の定期更新月です	15	法律が施行されました	22
○臓器提供の意思表示	16	○戦没者等のご遺族の皆様へ	23
○糖尿病の自覚症状について	17	○自衛官採用試験案内	24
○後期高齢者医療制度の歯科健康診査	18	○海が吠えた日	25

皆さんの
声を
町政に

町長所信 (要旨)

牟岐町役場庁舎耐震化・

移転等について

福井町長

現在、過疎化の進む地方が「静かなる有事」にあると言われている。つまり若者が希望する職を求めて町を出て人口減少からさらに雇用が減るといふ悪循環が続いている。そして近い将来、町が空き家・空き地ばかりになり、廃虚のようになる日が近づいているということである。

平成26年11月、まち・ひと・しごと創生法が成立し、国を挙げて地方創生を進めています。地方の人口が減少し、東京に一極集中するという流れは変わっていない。一方、近い将来、徳島県において、南海地震・南海トラフ地震が必ず発生すると言われていることから、沿岸部の市町村は、その対策を強く進めている。

高台移転も実現しましたが、役場の移転は今後の大きな課題となっている。元来、役場は、町民の皆様が健康で文化的な生活、また、安全で安心して生活ができるよう各種サービスを提供するためにあるが、町民の皆様の安全のためには、できるだけ多くの町民の近くにあることが望ましく、災害時などに避難できる施設であることが求められている。

一方、大地震後も、まずは町職員の命が守られ、津波後は復興に向けた取り組みを迅速に進められることが求められている。平成28年11月、「牟岐町役場庁舎耐震化・移転等検討委員会」を設置し、十分なご審議の後、去る4月25日に答申をいただいた。その内容は、基本的な方針に留まるが、庁舎の場所は①津波の浸水区域以外が望ましい。②中心部から遠くない場所が望ましいとのこと。今後、その位置について議論を進めていくこととなるが、まずは、地震・津波も想定した上で、どのようなまちづくりに進めていくか、十二分に議論することが必要であると考える。

第一に防災上の観点から役場として地震・津波にどのように立ち向かうか、例えば、できるだけ多くの人が住む町中にあり避難誘導に努めるのか、あるいは、役場は安全な場所に移転し、迅速な復興に主眼をおくのか、また、役場の中核は安全な場所に置くものの分庁舎を西と東の中心部に置き機動的な災害対応を図るのか、今後、あらゆるケース・事態を想定した検討が必要だと思われる。

また、まちづくりの観点からは、かつて1970年代、市町の役場が改築に合わせ中心市街地から移転し、中心市街地の空洞化・衰退を招いたことから、今後、10年後、20年後、30年後の牟岐町を想像し、さらに地震・津波に明らかに安

震・津波後の牟岐町復興を視野に入れ慎重かつ大胆に役場の位置を決める必要があると考える。

私は先の選挙公約でも掲げていたように、取りあえず15年程、役場機能のうち移転可能なものは旧海部病院に移転し、地方創生を優先すべきであると考えていたが、このたび、検討委員会からの答申をいただいたこともあり、思い切って新たな場所への移転も併せて考慮すべきであると考えている。



牟岐町役場庁舎

全な場所に1日も早く移転するべきか、または、耐震性能がある程度確保されているものの、津波が来ると3階以上に避難しなければならぬ旧海部病院を少しでも牟岐町創生につなげるために選択するのか、町民の皆様にご検討していただく必要があると考えている。

南海トラフ地震等に対し、「死者ゼロ」を目指すべきであるが、そのために町の中心部が空洞化し、過疎化を助長しないよう慎重に議論を重ねてまいりたい。

6月定例議会の

議案の内容と審議

定例議会が6月14日から16日まで開かれ、開会日には福井町長所信表明後、繰越計算書の報告、条例改正1件、補正予算3件、人事案件13件、決議1件、意見書1件の趣旨説明が行われました。

再開日には6名の議員が一般質問に立ち論議がなされ、その後、各議案を審議、町長提出の報告1件を承認、議案17件、議員提出の決議1件、意見書1件が可決されました。

繰越計算書

◎28年度一般会計繰越明許費繰越計算書

28年度から29年度に繰り越したDMV導入事業補助金、国土強靱化計画策定業務、防災拠点避難地整備事業、個人番号カード交付事業、臨時福祉給付金事業、残土処理場測量設計業務、町道平野1号線測量、町道浜崎6号線改良事業、内妻橋補修事業、法定外公共物修繕事業、以上10件について、計算書を報告し、議会の承認を求めるもの。

(原案承認)

条例

◎牟岐町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例

牟岐町伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく伝統的建造物について、現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、これら

人事

◎牟岐町農業委員会委員の任命

農業委員会法の改正に伴い、農業委員会委員を町長が任命することとなり議会の同意を求めるもので、委員に藤元雅文氏、谷口芳孝氏、溜口好雄氏、坂千代克彦氏、内山和行氏、井上正雄氏、藤原健一氏、森定雄、原田俊江氏、下川勝巧氏、樺山利美氏、元内清博氏の12名で任期は29年7月20日から3年間。

(原案可決)

◎牟岐町教育委員会委員の任命

教育委員会委員に新たに中山昌之氏を任命するため、議会の同意を求めるもので、任期は、平成29年7月1日から平成30年11月9日まで

(原案可決)

質問(要旨)

(多くの議員発言がありましたが、紙面の都合上、一部を掲載しています。)

質 森議員

出羽島連絡船「大生丸」新船計画の進捗状況は。

答 福井町長

造船の発注を行った。

仕様は、現在の連絡船とほとんど同じで、来年4月に完成予定。

質 樫谷議員

モラスコむぎに屋内消火栓の設置を。

答 田中産業課長

消防組合と協議の上、設置する。

補正予算

◎29年度一般会計補正予算 歳入歳出それぞれ1億3381万5千円を追加し、予算総額を29億1894万7千円と定めるもので、内容はつぎのページの表のとおり。

(原案可決)

◎29年度簡易水道事業会計 補正予算

営業費用で公用車保険料等で3万3千円、資本的支出で公用車購入費129万7千円を計上するもの。

(原案可決)

◎29年度介護保険特別会計 補正予算

介護保険制度改正に係るシステム改修の経費を追加して、歳入歳出それぞれ270万円を追加し、予算総額を7億8293万2千円とするもの。

(原案可決)

議

案

審

議

決議(要旨)

◎牟岐町役場庁舎建設特別委員会設置に関する決議

提出者 榎谷千重子
賛成者 森 定雄

牟岐町役場庁舎建設についての調査及び審査をするため特別委員会を設置する(採決の結果、原案可決)

意見書(要旨)

◎地方財政の充実・強化を求める意見書

提出者 森 定雄
賛成者 横尾 政明

国民生活重視の財政、人的サービスの社会保障予算、地方財政確立のため、政府に下記の事項を要望する。
1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

29年度一般会計の予算総額は

29億1894万7000円になりました。

6月補正予算は、1億3381万5000円の追加です。(原案可決)

歳出予算の主なもの

金 額	内 容
5,778,000円	固定資産台帳更新業務及び統一的な基準による財務書類作成支援業務
16,100,000円	牟岐町社会福祉協議会補助金(法人運営・各種事業分)
2,160,000円	国民年金システム改修
4,072,000円	敬老祝金
2,258,000円	畜場修繕料
3,500,000円	災害廃棄物処理計画策定委託料
10,440,000円	海部郡衛生処理事務組合負担金(追加分)
3,200,000円	有害鳥獣捕獲報奨金(追加分)
14,161,000円	水産振興費補助金(アワビ輪採制・種苗放流事業他)
2,750,000円	牟岐町商工会補助金
4,800,000円	牟岐町商品券発行事業
7,000,000円	防犯灯LED導入調査業務
5,000,000円	喜来橋修繕調査設計業務
2,700,000円	道路維持補修工事(追加分)
6,500,000円	3tダンプ購入
3,500,000円	橋梁耐震補修測量設計(追加分)
6,000,000円	空き家リフォーム補助金

歳入予算の主なもの

金 額	内 容
7,000,000円	国庫支出金 防犯灯LED照明導入促進事業
2,160,000円	国庫支出金 国民年金等事務費交付金
2,171,000円	県支出金 鳥獣被害緊急捕獲等対策事業補助金(追加分)
7,088,000円	県支出金 農山漁村未来創造事業
3,300,000円	県支出金 空き家再生等促進事業
97,768,000円	繰越金 前年度繰越金
3,000,000円	諸収入 とくしま創生推進事業助成金
9,000,000円	町債 過疎債(追加分)

2 急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
3 地方交付税のトップランナー方式導入は、地域における人口・事業規模の差異、各自治体の検討経過や民間産業の展開度合の違いを無視して経費を算定するものであるため、廃止・縮

小を含めた検討を行うこと。
4 住民の命と財産を守る防災・減災事業は重要事項であるため、自治体庁舎等の公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の拡充を行うこと。
5 地域間における財源偏在性を是正するため、所得税・消費税を地方税へと税源移譲するなど、抜本的な解決策の協議を進めると同

時に各種税制の廃止、減税を検討する際は代替財源の確保をはじめ、自治体の財政運営に支障を生じさせないこと。
6 地方財政計画で自治体には不可欠な「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については現行水準を確保し、財源措置についても恒久的財源とし、社会保障、環境対策、地域

交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
7 地方交付税の財源保障・財政調整機能を強化し、小規模自治体に配慮した段階補正などの対策を講じること及び原資について臨時財政対策債に過度に依存しないこと。

(原案可決)

臨時議会

5月9日に開かれ、つぎの議案審議と副議長の選挙、各委員会の構成を決めました。

◎28年度一般会計補正予算
(専決処分)

基金の積み立てが主なもので歳入歳出2億266万9千円を追加し、予算総額を34億6304万8千円と定める28年度最終予算。
(原案承認)

◎牟岐町「税条例の一部を改正する条例(専決処分)」

税制改正により住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、軽自動車税グリーン化特例の見直し。
(原案承認)

◎牟岐町国民健康保険条例の一部を改正する条例(専決処分)

軽減措置に係る軽減判定所得の見直し。
(原案承認)

◎工事請負契約の締結(専決処分)

28年度都市防災総合推進事業(中村・西浦地区)整備工事の工期を29年3月31日から11月30日に変更するもの。
(原案承認)

◎牟岐町過疎地域自立促進特別措置法に基づく町税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(専決処分)

地方税の課税免除に伴う措置の対象業種の変更。
(原案承認)

◎牟岐町社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

共同作業所の解体撤去に関連し、同施設を条例から削る改正。
(原案可決)

◎副議長の選挙

樫谷千重子議員が副議長に選任されました。

新しい議会の構成

議長 枅富 治 副議長 樫谷千重子

委員会名	氏名 (◎委員長 ○副委員長)
行政常任委員会	◎一山 稔 樫谷千重子 横尾 政明 藤元 雅文 ○榮 和男 堀内 隆弘 森 定雄
議会運営委員会	◎森 定雄 榮 和男 ○横尾 政明 一山 稔
広報編集委員会	◎横尾 政明 森 定雄 藤元 雅文 ○堀内 隆弘 榮 和男 一山 稔
牟岐町役場庁舎建設特別委員会	◎一山 稔 樫谷千重子 森 定雄 藤元 雅文 ○横尾 政明 堀内 隆弘 榮 和男

平成29年6月16日 現在

議会の動き

(6月)

6日 全員協議会、議会運営委員会

7日 牟岐町戦没者追悼式、行政常任委員会

8日 行政常任委員会

14日 第2回定例町議会

～16日

16日 議会運営委員会

16日 近畿牟岐会第25回総会 (尼崎市)

28日 阿南安芸自動車道整備促進期成同盟会総会

(田野町)

徳島県町村議会議長会臨時総会 (徳島市)

(7月)

3日 徳島県町村議会議長会正副会長会議

(徳島市)

11日 広報編集委員会、行政常任委員会

13日 美波町医療保健センター落成式 (美波町)

14日 徳島県町村議会議長役員会 (徳島市)

25日 徳島県町村議会議長会定例会 (徳島市)

(8月)

4日 徳島県町村議会議員研修会 (徳島市)

7日 四国横断自動車道建設促進期成同盟会総会

(阿南市)

23日 町村議会広報紙作成講座 (徳島市)



牟岐バイパス要望
(国土交通省徳島河川国道事務所)

巨大地震津波の備えは



榎谷 千重子 議員

【質】 榎谷 千重子 議員

災害は避けられないけども、最大限の対応ができるように備えが必要であると考えてる。巨大地震事前事業としてハード面の事業は完了しているのか、ハザードマップ上の役場、その他の避難所の見直しの総点検はできているのか。さらに、ライフラインの修復作業を急ぐ手立てや早期復興復旧を実現するための工夫はあるのか。また、食料や飲料水、毛布など、一人に一つ当たる状況なのか。

牟岐町役場庁舎移転に向けての検討委員会の報告も出され、議会では特別委員

会の発議を出している。いつ起こるかわからない、しかし、確実に起こる南海トラフ巨大地震に向けて、役場庁舎の移転は早急に取り組まなければならない課題と考える。さらに、海部消防組合庁舎移転問題も早期解決が必要になる。海部消防組合が水に浸かり機能しなくなつては、災害後の人命救助に大きく響く。三町でどのような結論に至っているのか。東海・東南海・南海地震、三連動が起きた場合、人口の多い東京に支援が集中すると思われる。他からの支援が遅れる恐れがあり、自力で生き抜く力を備えておく必要があると考える。

【答】 福井町長

近い将来、発災が危惧される南海トラフ地震に対す

る備えと対応については、ハード対策として、住宅耐震化は28年までに、6件と耐震化ができていない。避難所は39箇所あるが、非構造部材の耐震化ができていない場所もあり、今後計画的に進める。

水道管の耐震は、補助金等も活用しながら計画的に耐震化を進める。

海部消防組合庁舎は耐震化はできているが、津波の浸水区域にあり、今後組合議会でも移転改築に向けた議論が必要であると考えてる。



津波浸水区域にある海部消防組合庁舎

不妊治療の助成を

【質】 榎谷議員

徳島県内で助成ができていないのは、7市町村だけで、海部郡では牟岐町だけです。

今年の3月、徳島新聞で不妊治療の現状を取り上げた「ママになりたい」が連載された。子どもを産みたいけれど産めない、ママに

なりたいたけどもママになれない。不妊治療は、心身・経済の両面で負担が大きい。しかも、その努力が必ず報われるわけではない。

美波町は早くから、海陽町も今年から既に実施されている。経済的理由で治療を断念するのであれば、牟岐町もこれに答えるべきだ。

【答】 福井町長

牟岐町はこれまで相談業務のみを行い補助は行っていません。少子化が進む中、子どもを希望する夫婦に一人でも多くの子どもが産まれるよう牟岐町としても、早期に助成制度を設けたい。



豪雨・水害対策を万全に



議員 稔 山一

質 一山 稔 議員

国は、浸水想定区域が設定されていない中小河川でも市町村長が過去の大雨による浸水状況を住民に周知するように求めているが、海部老人ホームの避難計画の策定や訓練はどうか。他の施設との連携や指導はしているのか。

杉谷側の谷合も遊水地が少なくなり水害が心配されるが排水対策の計画はどうか。ポンプの排水量と鉄道の下の排水溝が狭いので、抜本的に考えなければと思うが。

大山一号線沿いの残土処
理場の残土は土砂災害の問

題はないのか。牟岐川に葦や木が生い茂り、土砂も堆積しているが、撤去の計画はあるか。護岸が傷んでいる所や土のうを積んでいゝる護岸の改修計画はどうか。水位上昇が一目でわかるように橋脚に色分けした目盛の設置をしてはどうか。

福井町長

老人ホームでは、避難計画を策定し訓練も実施しているが、洪水への計画はない、早期に計画策定を行い、実施したい。3施設で協議を行っており、災害対策や訓練の実施に連携して取り組んでいく。

杉谷地区の排水は調整池を設置し、水路も設置して以前より良くなっている。残土処理場は、徳島県林地開発許可基準に基づき安全上支障がない。

牟岐川等の土砂堆積、樹

木、葦等は新しい残土処理場の建設に合わせ撤去要望をしていきたい。

河川橋脚の目盛等は県にお願いをする。

寒葉建設課長

護岸の現場を確認し、災害復旧事業等で対応していただく。赤水の護岸は、コンクリートブロック積みで今年度の秋に着工との回答をいただいている。牟岐川への排水ポンプは、毎秒1tの排水です。また、杉谷地区が浸水しなくなるにはJRの工事とか国道の改修が必要。ポンプ増設も含めて考えていきたい。

實
一山議員

待機児童問題が解消されない理由に「保育士不足」を挙げ、確保のための待遇改善、総合的な対策が求められているが本町では保育士の規定人数は確保されているのか。また、待機児童はいるのか。アレルギー体質の幼児の受け入れ体制や給食対応はどのようにしているのか。今後、保育士確保のための待遇改善と保育サービスの計画は。

福井町長

保育士の規定人数は確保しているが、子どもの実態を踏まえ適正な保育に努めたい。待機児童はいない。

保育士確保の取り組みは特にないが、保護者のニーズを考慮しながら、必要な保育を実施したい。

答 大柳戸保育園長

アレルギーが原因で受け入れないという事例はなく、入園前の懇談で聞き取りを行い、入園後は医師の指示を仰ぎ保護者、担任、栄養士を交え相談して進めている。家庭での食物の摂取状況を確認し、指導表のもとに保護者と計画書を作成し、献立、食材を保護者に確認してもらい、保育士、栄養士管理のもとチェック表で担任が喫食の確認をしている。また、職員会などで共通理解も図っている。



葦が生い茂る牟岐川

町管理施設への対応は



森 定雄 議員

【質】 森 定雄 議員

①現在、多目的広場として活用されている旧牟岐小学校のグラウンドだが、古く錆びついた遊具が一部撤去されないまま放置されている。使用禁止を警告するテープは貼られているが、



旧牟岐小学校にある遊具

遊びたい盛りのお子さんを待つ親御さんにとっては、遊具があのような状態で放置されているのは、大変心配なのではないか。今後の対応は。

②同グラウンドではナイター設備の老朽化も進んでおり、照明も十分でない。日本工業規格JISにより推奨されている運動場の照度基準値は、約半分の数値だった。

明るさが十分でなければ、夜間の利用時に思わぬ事故



旧牟岐小学校のナイター照明

の起こる可能性も考えられるうえに、昨年締結の閣議決定がされた「水銀に関する水俣条約」により、この先水銀灯の入手も困難になることも考えられる。

助成金を活用したLED照明等への交換も視野に入れ、今後の対応と検討を。

③内妻公園についても各所において老朽化や整備不良が目立っている。

現在、ボランティア活動等で、普段使用されているグラウンド周りなどは整備されているが、テニスコートは4面あるうちの3面は使用困難な状況である。

近年の人口の減少に伴い、使用する人も減り、予算の都合上見過ごされている状況ではあるが、こちらへの今後の対応は。

【答】 福井町長

①昨年児童が遊具に足を挟まれ抜けなくなるといふ事故が発生してから使用禁止としている。

遊具メーカーに管理委託すると高額な委託料がかかるので、危険性のある遊具

は撤去する方向で考えている。

②照明については、指摘のとおり老朽化や電球の未交換から、在照度基準を満たしていない。1000Wの電球を1300Wにするか、LED化するかの検討中だが、工事が高額になるので各省庁の補助に期待し、できるだけ早期に改善策を

検討したい。

③テニスコートは、これまで一度は改修したが、工事後も地盤が沈下し、現在に至っている。

内妻公園の整備から40年が経過し、全体的に老朽化が進んでいることから、今後テニスコートだけでなく、全体的にリニューアルする必要がある。



内妻公園のテニスコート

小規模企業振興に関する

条例を制定しては



横尾 政明 議員

【質】横尾 政明 議員

平成26年6月に「小規模企業振興基本法」が制定された。

小規模企業の振興に関する施策を策定・実施する責務が明記され、また、国、地方公共団体等は、連携を図りながら協力することが求めなければならないことが規定された。

本町においても同法にのっとり、小規模企業政策の推進を図るため、商工行政において、小規模企業の支援機関及び地域総合経済団体としての商工会の役割を十分発揮できるよう事業運営に対する協力や支援を明

確にした小規模企業振興法に関する条例の制定をしては。

【答】福井町長

国において「小規模企業振興基本法」が制定され、また、商工会・商工会議所を中核とした地域の小規模事業者を支援するため「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」が併せて公布施行された。

本町においても、国の方針を受け、地方創生のためにも地域の小規模企業に対する支援を積極的に行う必要があると判断されるので、できるだけ早期に「小規模企業振興に関する条例」の制定に向け検討したい。

小規模基本法とは？ 国の施策ほか

小規模企業に
光が当たる道筋が
開かれました



小規模企業振興基本法とは？国の施策の方向性について明示

平成26年6月20日「小規模企業振興基本法」が制定され、国は全国各地で頑張る事業者のみならず、対する支援を強化することとなりました。また商工会は、市町村や金融機関等と連携しながら、これまで以上に経営支援を行います。

例えば…

精肉店でショーケースを導入したい！



新規事業を立ち上げたい！



事業を多角化したい！



商品やパッケージデザインの変更をしたい！



補助金が使えるかもしれません。

専門家にアドバイスをもらえるかもしれません。

ご利用いただける補助金・制度をご案内いたします

教師の過重労働改善策は



藤元 雅文 議員

で文科省の調査結果に近い勤務実態が報告されている。改善策として、学校行事の見直しや会議・実務の効率化、「ノー部活デー」を設けるなど適切な対応を図るよう指示している。

就学援助は、必要な時に必要な援助というのが基本だ。しかし、現状は入学準備金が入学後数ヶ月してから支給されている。今回交付要綱が変更され、入学前の支給が可能になっ

就学援助・入学準備金の前倒しを

た。文科省からの通知も届いており、前倒し支給をすべきではないか。

不妊治療費助成制度創設に決断を

峯野教育長

所得証明書の発行が6月1日以降でなければ難しいため、前倒し支給は困難である。ただ経済的に苦しい家庭もあり、支給時期を早められるかどうか検討したい。

藤元議員

昨年3月議会で質問したときは、実施自治体は12だったが、17に増えている。一歩踏出すべきでは。

福井町長

来年度から実施したい。

臨時職員の処遇改善は

藤元 雅文 議員

文部省調査によると、小学校教育の約3割、中学校教師の約6割が過労死ラインを超えて勤務している調査結果が出た。

教師の疲弊で被害を受けるのは、子どもたちであり、早急な抜本的対策が必要だ。本町、小中学校教師の労働時間の実態と改善策は。

藤元議員

役場職員の約3割以上が臨時職員であり、今や牟岐町の行政サービスは臨時職員なしでは成り立たない。よって、それなりの処遇改善が必要である。連続して任用（雇用）されている場合、労働基準法、総務省7・4通知に基づき年休の繰り越しを認めるべきではないか。

福井町長

引き続き任用した職員について単年度契約のため、前年度に取得できなかった日数分の繰り越しはできないか、関係法令等に基づき検討したい。

交差点の改善を

藤元議員

正観寺方面から国道方面に直進する場合「何であんな通り方をしなければならぬのか」と、住民の不満や疑問の声がある。改善すべきでないか。

福井町長

ポールは、将来的に撤去が可能と聞いているが、県警本部からの指導であり、県の統一的なルールなので勝手に変えられない。

町道瀬戸川南線
新海部病院への交差点

牟岐町総合戦略について



堀内 隆弘 議員

【質】堀内 隆弘 議員

「牟岐町で安心して働ける雇用の場をつくる」の中で、「中小企業へ支援や若い世代への起業支援等により、良好なビジネス環境の創出を目指します。」とあるが、現在どのような支援が行われているのか。創業支援事業者に対する窓口はどこになるのか。ビジネス情報の集約・発信については「ふるさと納税」制度を利用し、情報の集約・発信に加え販路開拓にもつながると思うが、今後の構想はどのようなものか。

住への展開」では、ローカルハイスクールを通して、町内外の住民の交流を促進していくとあるが「アワビ祭り」など、住民の交流になり得る行事が参観日等と重なっているように思うが、町内外の住民の交流についてどのように捉えているのか。

また、海部病院移転により通院が不便になった声を耳にする。「持続可能なまちづくり」では、高齢者等の交通弱者対策として、「関係機関と連携しながら新たな公共交通システムの導入を検討します。」とあるが、バスの発着地を増やす等、交通弱者対策が必要ではないか。

交流の場や活性化につなげる目的のものが何件かあるが、費用対効果に合っていないように感じる。小さい箱物を増やすなら、福祉や起業支援にすべきではないか。

【答】福井町長

中小企業支援策、起業支援策は現在のところ牟岐町にはありません。今後、商工会等、支援機関と連携し必要な支援策を検討してまいります。

ふるさと納税については、ご指摘の十分な効果が出ていないと思う。今後、国の指導も踏まえたあり方について、検討していく。

アワビ祭りの日が参観日と重なっているとのこと批判があるが、実行委員会と学校側のすり合わせが十分でなかったため、今後は留意してまいりたい。

高齢者等交通弱者対策については、本年度から徳島バス南部(株)による運行を行っていただくことになった。また、80歳以上の高齢者の方にはタクシー助成券の発行を実施している。今後、新たな交通システム等の導入も含め、協議していきたい。



新海部病院のバスのりば

については、旧牟岐小学校は国の100%補助事業、出羽島波止の家も40%以上国費で賄っており、費用対効果を出すのは少し難しいと考える。使用方法について

でも、十分な周知が出来ておらず十分な活用に至っていないところもある。使用については、今後十分に活用していただけたらと思っています。

[行政常任委員会の町内施設視察]



海部病院屋上ヘリポート（中村）



アワビ種苗生産施設 逆洗タンク（古牟岐）



牟岐町社会福祉協議会の事業説明（川長）



モラスコむぎ（古牟岐）

お気軽に皆さんのご意見
ご感想をお寄せください。
電 話 七二一三四二一
FAX 七二一七七一六
「広報編集委員会」まで
お願いします。

しかし、災害は待つてはくれません。住民と行政が一体となり、協力しながら一日も早く事業化に向け取り組む課題と考える。

本町において、用地取得から庁舎建設に至るまで、また、財源の確保や人口減少が進む中、庁舎の規模等はどのように決定するのか等々が考えられ課題が多く時間が掛かりそうです。

「役場耐震化・移転等検討委員会」より答申を受け、6月議会で福井町長は早期に建設候補地を決定したいと表明しました。町民にとっては、重大な関心事であり、期待と不安が入り混じった心境ではないかと思われ

編集後記

児童手当について

児童手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。（公務員のかたは勤務先に）

◆支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

◆支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

◆支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例）6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

児童手当制度では、以下のルールを適用します

1. 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
5. 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

お問い合わせは 牟岐町住民福祉課（TEL 72-3416）まで

児童扶養手当について

児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。

児童扶養手当とは

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。なお、支給は、児童が18歳に達した年度末（障害の状態にある児童の場合は20歳）までです。

手当の対象となる児童

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める障害のある児童
- 父または母が生死不明な児童
- 父または母が1年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童



※受給者の所得が一定額以上ある場合や公的年金等を受給している場合は、一部又は全部が支給されません。

お問い合わせは 牟岐町住民福祉課（TEL 72-3416）まで

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある児童をご家庭で保護、監督している父や母、または父母に代わって児童を養育している方に対し支給される手当です。

対象となる児童

20歳未満で、身体や精神に重度障がいまたは中度障がいのある児童

手当を受けることができない場合

- 1、手当を受けようとする人、対象となる児童が、日本に住んでいない場合
- 2、児童が肢体不自由施設や知的障害児施設などの施設に入所している場合
- 3、児童が障害を理由として厚生年金など公的年金を受けることができる場合
- 4、手当を受けようとする人の前年の所得が一定額以上ある場合

支給額

支給される手当の月額額は障害児1人につき1級（重度障がい児）51,450円、2級（中度障がい児）34,270円となっています。

※手当額は毎年度変更になる可能性があります。

特別児童扶養手当の支払日

手当は、請求した月の翌月分から支給され、年3回、支給月の前月分までの4か月が支払われます。

4月期（12月～3月分） 4月11日 （※11日が土曜日、日曜日にあたる

8月期（4月～7月分） 8月11日 ときはその週の金曜日）

12月期（8月～11月分） 11月11日

申請に必要なもの

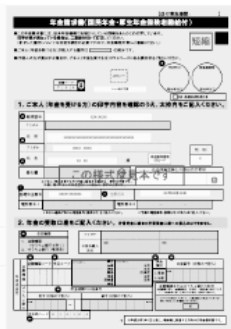
- ・印鑑
- ・請求者（手当を受けようとする人）と対象児童の戸籍謄本
- ・世帯員全員の住民票
- ・特別児童扶養手当認定診断書
- ・請求者名義の預金（貯金）通帳
- ・請求者、配偶者、対象児童の通知カードまたは個人番号カード等

※この他にも個別の事由により必要な書類があります。

※詳しくは牟岐町住民福祉課までお問い合わせください。TEL 72-3416

「短縮年金（黄色の封筒と請求書が届いていませんか?）」

これまでは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。しかし、平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。該当の方には、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所及び年金加入記録をあらかじめ印字した年金請求書及び年金の請求手続きのご案内が日本年金機構からご本人あてに順次送付されています。



このような、年金請求書（短縮用）が届いている方は、年金事務所等でお手続きをしてください。

年金相談のご予約等は

「ねんきんダイヤル」：TEL0570-05-1165

「徳島南年金事務所 お客様相談室」：TEL088-652-1511

「浜の家出張相談」：TEL088-652-1511（下記日程の通り、要予約）

相談場所	受付時間	10月	11月	12月	1月	2月	3月
牟岐町高齢者交流施設浜の家	午前10時～午後3時	5日（木）	阿南市	7日（木）	阿南市	1日（木）	阿南市

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「平成29年7月31日」となっているオレンジ色の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

7月中に市町村担当課から、有効期限 平成30年7月31日と記載された新しい被保険者証【紫色】をお届けします。

平成29年8月1日から平成30年7月31日までの一部負担金の割合（1割又は3割）は、平成28年中の所得に基づき、改めて判定します。

8月1日以降は、古い被保険者証は使えませんが、受診の際は有効期限を確認し、お間違えないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証
有効期限 年 月 日

後期高齢者医療被保険者証
有効期限 平成30年7月31日

※ご確認ください！
新しい被保険者証の有効期限は
平成30年7月31日
になっています。

【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方		
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満		
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割（要申請）	520万円未満は1割（要申請）
	383万円以上は3割（※）	520万円以上は3割

※70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割（要申請）

被保険者のみなさまへ 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせを送付します

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果、効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を平成29年9月下旬に送付します。

通知の対象者は、本年5月に医療機関で新薬を処方され、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が大きく軽減される方です。

なお、すべてのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、利用を希望される場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

お問い合わせ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 TEL 088-677-3666

臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証(有効期限平成30年7月31日)の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。

臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。

臓器提供についてよく考え、家族とよく話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。

なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。 備考 ※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。 1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。 2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 3 私は、臓器を提供しません。 ※ 1又は2を選んだ方で、提供をしない臓器があれば、×をつけてください。▶ {心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球} (特記欄:) 署名年月日: 年 月 日 本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____	◆自分の意思に合う番号を選択 自分の意思に合う番号を1から3までの中からひとつだけ選んで○をしてください。 ◆提供したくない臓器の選択 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。なお、提供できる臓器は以下のとおりです。 脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 心臓が停止した死後：腎臓・脾臓・眼球 ◆特記欄への記載について 1又は2を選んだ方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。 親族に優先して臓器提供をしたい方は、「親族優先」と記入できます。
---	--

◆本人署名・家族署名について

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。また、家族署名欄には、この意思表示欄の記入を知っている家族が、その確認のために署名してください（家族署名欄の署名がなくても意思表示は有効です。）。

※ 臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。

※ 記入する場合は、ボールペン等の消えないペンを使用してください。

※後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「平成29年7月31日」となっています。

平成28年度の認定証をお持ちの方で平成29年度住民税非課税世帯の方には、7月末までにお住まいの市町村から「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。

認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で「過去12か月で90日を超える入院」をされた方は、お住まいの市町村担当窓口申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

※平成29年度の保険料の決定通知書を8月初旬にお送りします。

平成29年度の保険料が、年金から差引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。

保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方についても、市町村から年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

*****後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ先*****

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課

牟岐町役場 健康生活課 後期高齢者医療担当

徳島市川内町平石若松78番地1

牟岐町大字中村字本村7番地4

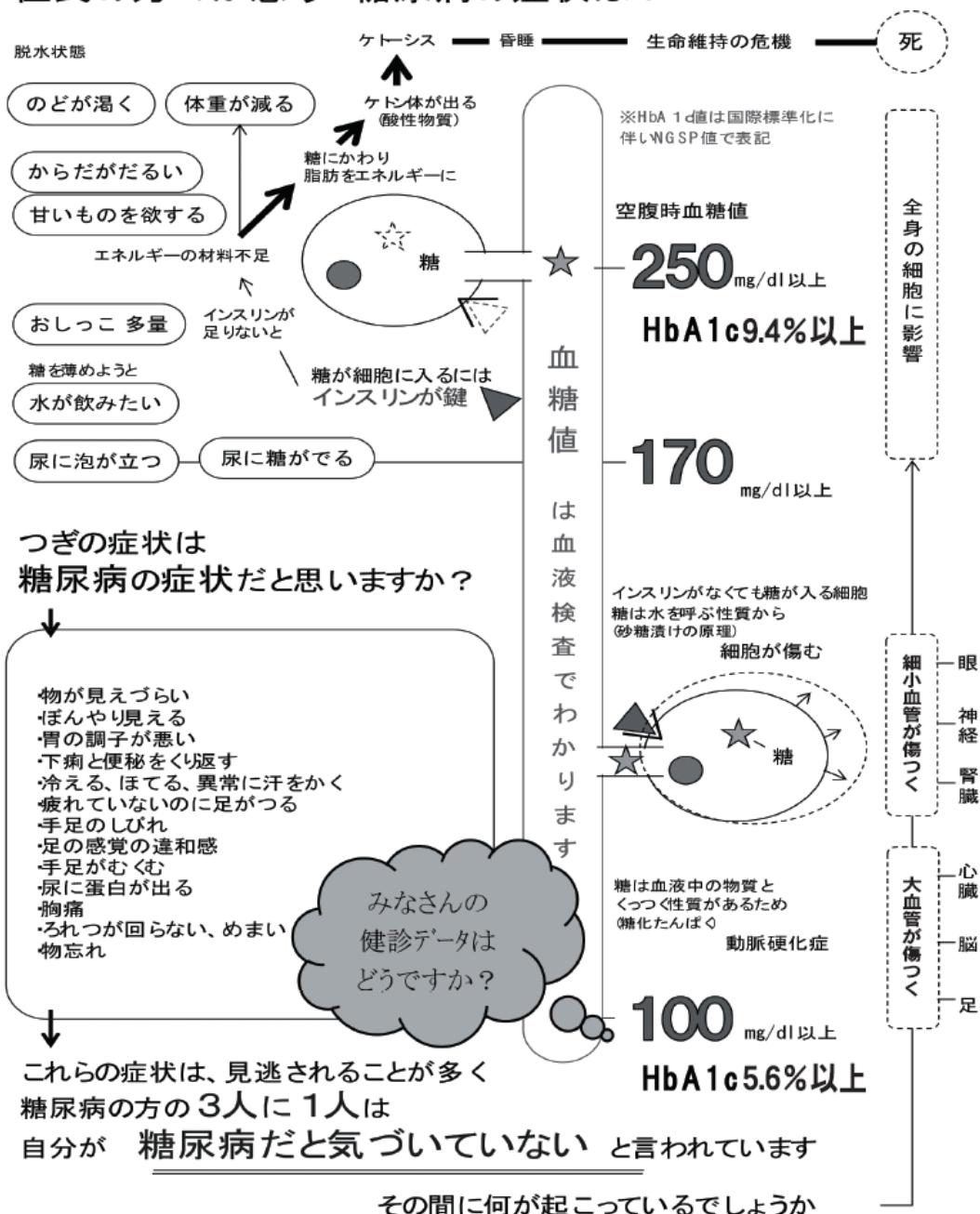
電話 088-677-3666

電話 72-3417

～保健だより～ 糖尿病の自覚症状について

「症状がないから大丈夫!!」 と思っていませんか?

① 住民の方々が思う 糖尿病の症状は?



自覚症状が出てからでは、糖尿病がすでに進行、悪化しているかも?!
健診データで、今の身体の状態、血管の状態をチェックしてみましょう

平成29年度後期高齢者医療制度の歯科健康診査について

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。

また、徳島大学において、口腔内ケアと体の健康、医療費や介護給付費との関連を調査しています。定期健診を受けたり口腔ケアを行うことは、全身の健康にとっても重要であることが示されています。

今年度の対象者は、ぜひ歯科健診を受診しましょう。

対象者

○平成29年中に節目の年齢になられた方[昭和16年、昭和11年、昭和6年、大正15年（昭和元年）生まれの方]

但し

長期入院患者や施設入所者は対象外です。

〔 長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象者から除いています。 〕

なお、対象者には歯科健診受診券のハガキが送付される予定です。長期入院患者・施設入所者の方にハガキが届くこともありますが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

受診場所 徳島県歯科医師会会員で後期高齢者の歯科健診を実施する歯科医院

○受診可能な歯科医院の一覧表を徳島県後期高齢者広域連合・役場健康生活課で配布予定です。

詳細は、徳島県後期高齢者医療広域連合（TEL 088-677-3666）へお問い合わせください。

また、広域連合及び県歯科医師会のホームページに掲載予定です。

受診方法 事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上受診してください。

健診項目 問診、口腔内診査、口腔機能評価等

受診費用 無料

受診期間 平成29年10月1日～11月30日

持っていくもの 後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のハガキ

その他注意事項

○健診の予約日を忘れないようにしてください。

○歯科健診は期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。

○歯科健診自体は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。

○健診結果は訪問指導のため市町村に情報提供される場合がありますので、ご了承ください。

後期高齢者医療制度の歯科健康診査に関するお問い合わせ先
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
徳島市川内町平石若松78番地1
TEL 088-677-3666

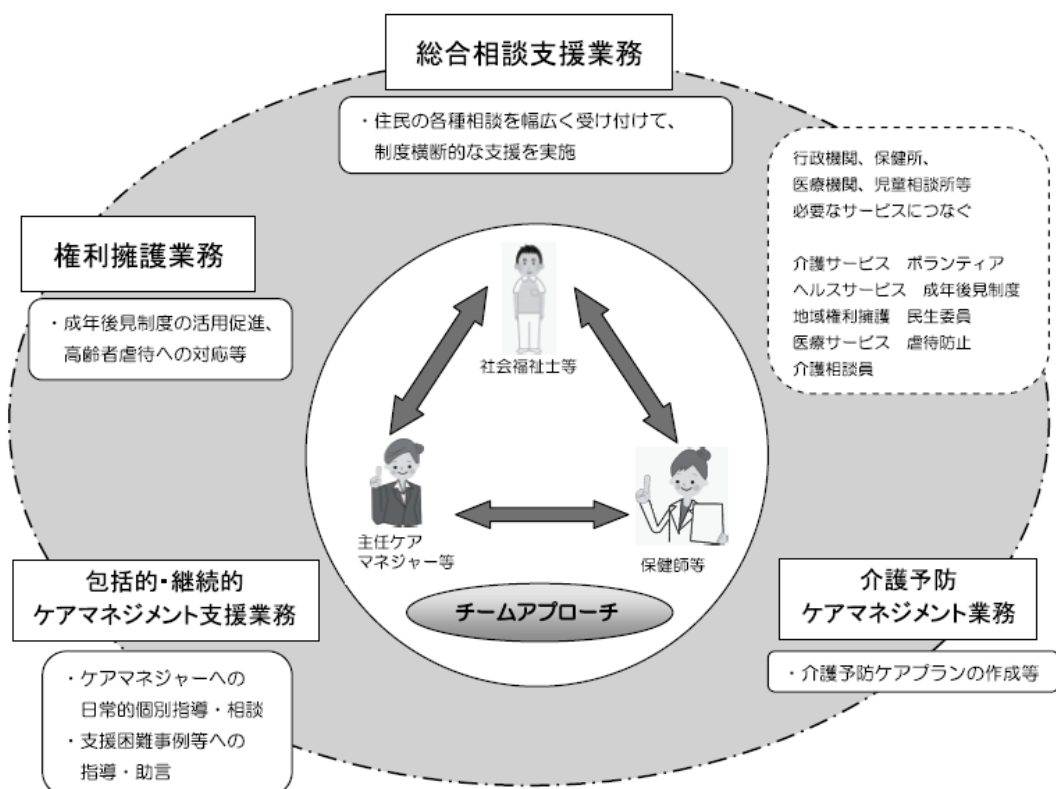
牟岐町地域包括支援センターが移転しました。

平成28年度より牟岐町地域包括支援センターの運営が牟岐町社会福祉協議会へ委託されています。これに伴い、事務所が牟岐町社会福祉協議会に移転しましたのでお知らせします。

今まで、介護保険の申請など様々な相談を役場において実施していたものが、牟岐町社会福祉協議会の事務所で実施することとなります。

地域包括支援センターとは

介護保険法に定められた機関で、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって、高齢者の支援を行っています。3職種は、それぞれ専門分野を持っていますが、専門分野の仕事だけを行うのではなく、お互いに連携を取りながら「チーム」として総合的に高齢者を支えます。



牟岐町地域包括支援センター TEL 0884-72-1600

FAX 0884-72-0611

徳島県立海部病院『産婦人科』講演会

海部病院「産婦人科」に支援いただいている徳島大学の医師を講師とした、講演会を開催します。

どなたでも参加可能ですので、是非ご参加ください。

[第3回]

日時：8月24日(木) 14:00～14:30

会場：徳島県立海部病院 2階 講堂 (牟岐町大字中村字杉谷266番地)

テーマ：「不妊症～当院で行える検査と治療～」

講師：徳島大学 産科婦人科 矢野 清人 先生

※ 当院の産婦人科は、平日(月～金) 外来診療を行っております

【お問い合わせ：徳島県立海部病院 TEL 72-1166】

事前
申込
不要



分娩室

犬猫の避妊・去勢手術費用の一部を補助します

牟岐町で飼われている犬猫を対象として、1匹につき5,000円を合計10匹に補助を予定しています。（申込者が多い場合は抽選）

犬については、登録と平成29年度の狂犬病予防注射を済ませていることが必要です。

（申し込み方法）

官製往復はがきに、飼い主の住所、氏名、電話番号、犬・猫の別、名前、年齢、性別、毛色、犬の場合は犬の登録鑑札番号及び狂犬病予防注射済票番号を記入し、徳島県獣医師会にお申し込みください。

なお、返信用はがきの宛名欄にも申込者の住所、氏名、郵便番号を記入してください。

詳しくは徳島県獣医師会 TEL 088-663-6607へお問い合わせください。

（申 込 先）〒770-8007 徳島市新浜本町二丁目3番6号 （公社）徳島県獣医師会

（申込期間）平成29年10月1日～平成29年10月31日（必着）

（手術期間）平成29年11月～平成30年1月

寄付金がありました

株式会社オオキタ様より環境衛生に対する活動費として10万円の寄付をいただきました。

不法投棄防止の看板製作費、牟岐小学校及び牟岐中学校の不法投棄防止ポスターの応募者への賞品代、そして、千年サングの保全活動費として活用させていただきます。

ありがとうございました。



牟岐町地域おこし協力隊 退任の挨拶

私は2014年9月に牟岐に着任しました。このたび2017年8月31日付けで3年間の任期満了をもって牟岐町地域おこし協力隊を退任します。

活動内容の一部を挙げますと、おこし隊活動の前半では町内に眠っている魅力の発信や、町内部・外部の人々を巻き込んでのイベント企画運営を行いました。

後半では「地元食材のPR・住民交流の機会(Straw Grill)」「町内での就職支援(むぎ就職ガイドブック)」の2つにテーマを絞り、町の課題解決を目指すための事業を提案して実行してきました。任期後は町内の民間企業へ転職し、今後も引き続いて牟岐町に居住していく予定です。また今後も一般住民としての立場から、牟岐町を盛り上げるお手伝いをしていければと思っています。最後になりましたが、これまで町内・町外の方々のご協力があってこそ活動していくことが出来ました。本当にありがとうございました。そしてこれからもよろしくお願いします。

牟岐町地域おこし協力隊 上谷祥利 愛知県出身 昭和63年生まれ



StrawGrill準備作業の様子



炭窯プロジェクト作業の様子



むぎ就職ガイドブック取材の様子

浄化槽をご使用される皆さまへ

海部郡浄化槽一括契約協議会では、浄化槽に義務づけられた「保守点検と法定検査」の2つの作業を一括して契約することで、ご使用される方の作業の依頼や料金の支払いの手間を一つにまとめております。

また、委託料金の支払いを口座振替にさせていただくことで毎年維持管理料金が500円割引引きされる「口座振替割引サービス」も自動的に適用しています。

「保守点検」、「法定検査」の時期や回数を適切に管理し、きれいな水が流される為の維持管理システムとなっておりますので、浄化槽をご使用される方は、この機会に一括契約に切り替えすることをお勧めします。

一括契約システムのポイント

- 浄化槽の適正な維持管理が、正確で、確実に行われます。
- 作業の依頼や委託料金の支払いが自動的に行われるので手間がかからず便利です。
- 割引サービスが適用され、維持管理料金も通帳で管理できるので、家計の管理が便利。
(口座振替月は任意に指定できます。)

【お問い合わせ先】

海部郡浄化槽一括契約協議会

事務局 徳島県環境技術センター TEL088-636-1234

地籍調査の実施について

地籍ってなに？

地籍とは、土地に関する戸籍のようなもので、それぞれの土地には土地登記簿や地図（公図）が法務局に備え付けられています。それら資料の多くは、明治時代の土地調査を基礎としているため、測量精度が低く、記録が正確ではない場合も多いことから、土地に関するトラブルの原因にもなっています。

なぜ、地籍調査をするの？

地籍調査を実施することにより、土地に関する正確な記録と精度の高い地図が作成され、土地に関するトラブルの未然防止や境界の復元、災害復旧の迅速化を図ることができます。

本町では、平成23年度から地籍調査事業に着手し、調査を行っています。

一筆地調査

一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目・境界・面積の調査や測量を行い、地図と簿冊を作成し、関係土地所有者の方々の閲覧・確認後、法務局へ送付します。

地籍調査の費用負担

地籍調査の費用は、国50％・県25％・町25％の負担で行いますので、原則として個人負担は発生しません。

ただし、立会における交通費などの経費は、個人の方にご負担いただくことになります。

今年度実施地区

平成29年度
地籍調査実施区域図

牟岐浦字馬地
灘字大牟岐田
灘字西の山
川長字市宇谷



調査期間中、一筆地調査については、土地所有者の方の立ち会いをお願いします。また、皆さんの土地に町職員や測量業者が立ち入る場合があります。

地籍調査を順調に進めていくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。
牟岐町建設課地籍調査係 TEL 72-3418

部落差別の解消の推進に関する法律が施行されました

この法律は、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、差別のない社会を実現することを目的としています。本町においても、この法律の趣旨を踏まえ、引き続き人権行政に取り組んでまいります。

牟岐町住民福祉課

中小企業退職金共済制度

働くみんなに、
今こそ確かな安心を。

中^{CHU}
小企業

退^{TAI}
職金

共^{KYO}
済制度

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税
手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので
管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共

検索 

(独) 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

8月は「電気使用安全月間」です

夏は水を使う機会が多いうえに、暑さで汗をかきやすくなるため感電事故が多く発生しています。ぬれた手でプラグやスイッチをさわると感電するおそれがあります。

電気製品を扱う時は、忙しい時でも、手をよくふいてから取り扱う習慣をつけましょう。

**電気の正しい
使い方**

ぬれた手でプラグやスイッチをさわると感電するおそれがあります。さわる前によく手をふいて水気をとってからあつかいましょう。



**ぬれた手でプラグをさわると
危険です！**



電気安全のご相談は、お気軽に下記まで ご連絡ください。


**一般財団法人
四国電気保安協会**

徳島支部（牟岐事業所）
TEL (0884) 72-3268

戦没者等のご遺族の皆様へ

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。

平成30年4月2日までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利が無くなりますので、お早めにご請求ください。

○支給対象となる方

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者の妻や父母等）がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

＊戦没者等の死亡当時の、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

＊戦没者等の死亡時まで引き継ぎ1年以上の生計があった方に限ります。

○支給内容

国債名称 第十回特別弔慰金国庫債券い号

額面 25万円（5年償還）

お問い合わせ

牟岐町 住民福祉課 72-3416

阿南市消費生活センター

牟岐町と阿南市は定住自立圏構想を結んでおり、牟岐町民の方でも阿南市消費生活センターをご利用できます。消費生活の問題で困ったことがあった場合はぜひ、ご利用ください。

TEL 0884-24-3251 FAX 0884-23-6079

相談時間 月曜日～金曜日の午前9時30分～午後4時30分

（休館日 土・日・祝日・年末年始）

〒774-0030

徳島県阿南市富岡町今副寺40番地17

（JR阿南駅前 社会福祉会館3階）

放送大学10月生募集のお知らせ

○放送大学は、平成29年度第2学期の学生を募集しています。

○心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然学科など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

○全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。

○資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学徳島学習センター（088-602-0151）までご請求下さい。

○出願期間は、第1回は8月31日まで、第2階は9月20日まで。

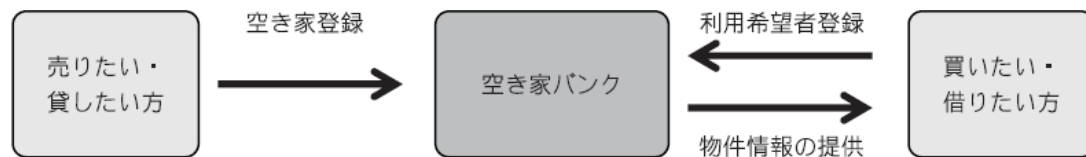
自衛官採用試験案内

	自衛官候補生 (任期制自衛官の コース)	一般曹候補生 (部隊の中核となる 自衛官を養成するコ ース)	航空学生 (海・空自衛隊のパイロッ トを養成するコース)
身 分	特 別 職 国 家 公 務 員		
応募資格	18 歳以上 27 歳未満の男女		空：高卒、21 歳未満の男女 海：高卒、23 歳未満の男女
受付期間	9 月 8 日（金）まで（志願書類の提出）		
試 験 日	男子 9 月中旬頃 女子 9 月下旬頃	1 次試験 9 月 16～17 日の 1 日	1 次試験 9 月 18 日（月）
試験会場	各種目とも徳島県内で実施します		
詳しくは、自衛隊阿南地域事務所 0884-22-6981まで			

空き家 有効活用しませんか？

賃貸・売買いただける空き家を探しています。

牟岐町における空き家の有効活用、定住促進及び地域の活性化を図ることを目的として、空き家バンクを設置いたしました。



空き家を有効活用されたい所有者・管理者のかたは産業課までご連絡ください。

※ 空き家バンクへの登録は無料です。

※ 情報提供のみを行い、交渉および契約は当事者間になります。

お問い合わせ 牟岐町役場 産業課 移住・定住係
TEL: 0884-72-3420 E-mail mugisangyou@mugi.i-tokushima.jp

～宝くじ文化公演～ミュージカル『人魚姫』開催決定!

『人魚姫』は数あるアンデルセンの童話の中でも代表作と言える作品です。人魚姫は王子様と結婚することもできず、海の泡になってしまいます。そこには、人魚姫の「自分の命よりも愛した人の幸せを願う心」、純愛があります。人魚姫を通して、観客の皆さまに、夢のような美しさと人生の喜びや悲しみを深く感じてもらいたいと願っております。大人から子どもまで楽しめる舞台となっており、また今回は宝くじの助成により特別料金となっておりますので、ぜひご検討ください。

公 演 日：平成29年9月9日(土)
会 場：牟岐町海の総合文化センター
開 演：午後2時00分(上演約2時間)
入 場 料：一 般 1,000円(当日1,500円)
高校生以下 500円(当日700円)
主 催：牟岐町・牟岐町教育委員会・(一財)自治総合センター



北海道地震津波の記録

「海が吠えた日」より

悲惨な大津波に襲われて

浜崎 故 和田 薫

昭和二十一年十二月二十一日。これは忘れることもできない厄日である。私は商用で徳島へ行くべく午前四時前に目が醒めた。持参する品物を揃えていると、「ゴウ！」とものすごい地鳴りと共に大地震となり、立っていることもできない有様である。

家内は身持ちで大きな腹をかかえていた。時計は四時十分すぎであつた。「これは大変だ、外に出るか」と家内に言うと、家内は「外は瓦が落ちて来てよけい危ないぜ」とのこと。この時、浜の納屋の二階に寝ている弟、妹のことが気にかかり、とっさに家を後にして浜の納屋に来ていた。「泰典、千代子」「はい」「起きていますか」「はよう出てこい」「津波がくるかも分かります。兄ちゃん」「兄ちゃんまた寝ている」「早う起こせ」二人はあわてふためいて二階から降りて来た。「大谷の龍馬の家へ逃げていけ」と指図して浜へ出た。

浜では四く五人が家から逃げて来て焚火をしている。「おまはんら津波が来るぜ。早う逃げなんだら」と言い残し家に帰る。

家内は出産用具と子供の寝具を整えて持っていた。「さあ逃げよう」と我が家を後にした。西念寺前まで来ると西の東地区から逃げて来た人たちでごった返している。元木のあわえから千代子が泣きながら逃げて来た。兄ちゃんの所へ行こうにも田圃の中ははや潮が来て歩けないとのことであつた。

家内と千代子連れ大きな包みをかついで八坂橋を渡り、現在の私の冷蔵庫前まで逃げのびた。橋の下は見えないがごうごうと音を立てて潮がこんでいた。大谷の田圃の方で「助けて、助けて」と悲鳴が聞える。しかしどうすることもできない。耳を覆いながら待つこと一時間余り、次第に東の空が明るくなってきた。

坂をくだって来てまたもびっくりした。まず我が家の方を見た。

国道まで家が倒れ歩くことができななり有様。道路より南側はほとんど倒れて完全な家は一軒もない。ようやく我が家にたどり着く。母屋は国道に倒れており、屋敷跡には南隣の亀田の家が居坐っている。防潮堤から外は、あれだけあつた加工場や舟小屋、網納屋は一軒も無くきれいな浜と化してしまった。私の加工場も一棟だけ西念寺前まで流失して来て二階だけが居坐っており、残りの加工場は跡形もなく流失してしまった。親類からの差入れや炊出し等で腹をつくつた。わずか二時間余りの間に西浦の町は一大修羅場と化してしまい、戦争には負けるし財産はもくずとなり、これから先どうして復旧させたらよいか頭の中はまっ白となつてしまった。しかし落胆しては駄目である。何が何でも石にしがみついても、家族が生活して行かねばならない。幸い兄弟姉妹が一致団結して家業に励み明るいきざしが見えてきた。

あれから数えて五十年、西浦で九名の尊い犠牲者が出ましたがその中に私の祖父も含まれております。

2017年姫神祭

平成29年7月30日(日)に牟岐の夏祭り(姫神祭)が開催されました。

あいにく台風接近のため、海上パレードは中止となりましたが、姫神市、阿波踊り、花火等は例年通り行われ、来場された多くの方々が夏を満喫されました。



Pick Up Mugi

牟岐町商工会青年部

活動内容を教えてください。

アオリイカ黒焼きそばを販売し、牟岐町のPRを行っています。

牟岐町に対する要望は。

若者が起業しやすい対策を

今後の目標は。

毎月の勉強会を通じて、事業所の収益UPを目指します。

「広報むぎ」の感想は。

紙媒体だけでなく、動画配信なども行って欲しい。



代表者：牟岐町商工会青年部 部長 堀内隆弘
連絡先：牟岐町商工会 72-0194